

発達障害学生の理解と支援①

学生数の実態と学生理解のための研修の紹介

北海道武蔵女子短期大学経済学科准教授
 一般社団法人産学協働人材育成コンソーシアム プログラムコーディネーター
 公認心理師・臨床心理士
宮本 知加子

昨年、インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組が四つに類型化され、タイプ3で取得した学生情報を、広報活動・採用選考活動の開始時期以降に限り、使用可能となることが発表された。このことから、今後、インターンシップと就職活動との結びつきがより強くなっていくことがうかがえる。ただし、インターンシップを取り巻く状況は変化しているものの、インターンシップに送り出すのが心配な学生は、どのような大学にもいるのではないだろうか。単純に学力の問題で片付けることができない学生たちである。毎日決まった時間に出勤するという基本的な生活習慣に心配のある学生もいれば、周りの学生や受け入れ先企業とのコミュニケーションに難しさを抱える学生など、様々なタイプの学生が存在する。その中には、発達障害を抱えた学生、あるいは、診断がなくても、発達障害傾向の学生がいるだろう。そのような発達障害を抱える学生に対し、

どのような支援が必要であるのかを二回に分けて考えたい。まず、一回目の本稿では、発達障害の学生数といった実態とともに、筆者が教員免許更新講習で実施してきた研修をもとに、発達障害の理解を深めたい。

法的な位置づけ

最近では、「発達障害」という言葉は、多くの人に知られるようになり、教育関係者や企業の人事担当者で知らない人はいないだろう。「障害者基本法」の改正（平成二十三年八月）により、障害者の定義に発達障害が明記されるとともに、障害者への合理的な配慮の必要性が示された。さらに、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成二十四年七月、中央教育審議会、特別支援教育の在り方に関する特別委員会）において、国や地方公共団体が行う、特別支援教育の整備や各学校における施設・設備のような教育

環境の整備を「基本的環境整備」とし、その土台の上で「合理的配慮」を提供するものとの考えが示された。

そして、平成二十八年四月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」によって、障害者基本法（第四条）に規定された「差別の禁止」が具体化され、差別とは、①不当な差別的取扱い、②合理的配慮の不提供であると明記された（第七条、第八条）。

このような法律により、大学・企業においても、均衡を失した、あるいは過度の負担をかけられないような配慮、また他者とも同等に参加できるように配慮や支援、環境調整がなされている。その実施は法的責務である。多くの場合、支援内容は、建設的な対話を通して、合意形成を図るものではあるが、その障害の程度は、個人差が大きいため支援者が親身になって対話ができないとうまくいかないのが現状である。

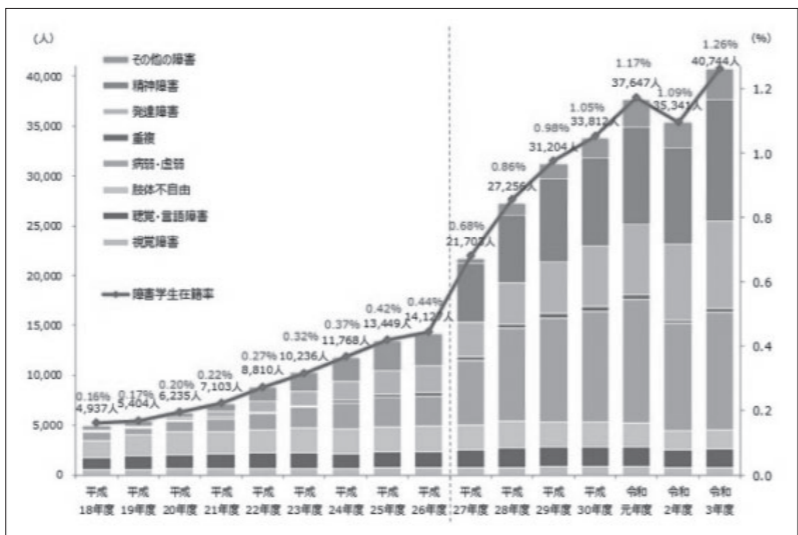


図1 障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果

障害のある学生とは、どのくらいいるのか？

日本学生支援機構（JASSO）が毎年行っている障害のある学生の修学支援に関する実態調査によると、令和三年五月一日現在における障害学生数は、四万七千四百人（全学生数三十三万三千一人の二・二六％）で、その中でも、発達障害に分類されている学生は、八千九百八十八人（四万七千四百人の二・一三％）であり、前年度（七千六百五十四人）より一〇四四人増加している。また、発達障害は、見た目にも分かりにくく、本人が自覚していない場合もあるため、問題が顕在化していない場合、統計的には表れていないこともよくある。つまり、潜在的なニーズを持った学生がほかにもいるということである。そして、問題が顕在化しやすいのが、新規場面となるインターンシップや、ゼミ配属といった、これまでとは違ったルールや人間関係の構築を求められるときである。特に発達障害は、支援する側にとって、目に見えないからこその難しさがある。

本稿において詳述はしないが、少しイメージをもってもらうために、特徴について簡単に説明したい。

発達障害の学生の特徴

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他のこれに類する脳機

表1 障害の特徴

注意欠陥・多動性障害 (ADHD)	不注意で気が散りやすく、何かを思いつくと衝動的に行動してしまう。一方でやらなければならないことになかなか手を付けられない。先延ばし傾向も特徴の一つ。
自閉症スペクトラム障害 (ASD)	場の空気を読むことができなかつたり、他人に対する興味が希薄、人付き合いが苦手。興味や行動に偏りがある、こだわりが強いなどの特徴がある。
限局性学習障害 (LD)	他の面では問題がないにもかかわらず「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」のうち、ある特定のことが極端に苦手になる障害。何が苦手かは、人によって異なる。

いと言われている。大学生の頃には、様々な療育を受けたり、義務教育での集団活動を経て、特徴が目立ちにくくなっていることもある。また特性の現れ方は、千差万別であるとの指摘があるのも特徴的である。

就学前、義務教育、高等学校教育を支える人たち

大学では、発達障害も含む、様々な障害支援が行われている。障害のある学生に対して、

能障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの（発達障害者支援法第二条）と定義されている。ポイントとは、脳の機能障害であるために起こるものであり、本人の努力不足ではないことである。主な特徴を表1に示す。

ただし、その発達障害の診断はとても難しい。幼少期であれば、特徴がはっきりしていることもあるが、特に大人になってからの診断は難しいと言われている。大学生の頃には、様々な療育を受けたり、義務教育での集団活動を経て、特徴が目立ちにくくなっていることもある。また特性の現れ方は、千差万別であるとの指摘があるのも特徴的である。



宮本知加子（みやもと・ちかこ）

九州大学大学院人間環境学府行動システム専攻博士後期課程修了。博士(心理学)。公認心理師、臨床心理士。専門は、産業・組織心理学、臨床心理学。スクールカウンセラーや発達教育センターでの教育相談員の経験をもつ。前任校ではキャリア教育やインターンシップを担当。令和5年(2023)より現職。令和6年4月開学の北海道武蔵女子大学就任予定。

どのような支援が行われているかは、日本学生支援機構（JASSO）のホームページで確認できる。ここで見られるような事例は大変参考になるものである。しかし、現実的に、取り組もうとした場合、実際にどのようなことに困っているかは、当事者である学生に聞いてみなければ、実態を掴むことは難しい。なぜなら、発達障害による困り感というのは、個人差が大きい上に、発達過程でどのような支援がなされてきたのかによっても、随分と異なるからである。また、障害であることがわかりにくいからこそ、支援者も悩みながら対応をしている。筆者が担当した教員免許更新講習において、まさに教育のプロである先生方も、悩みながら理解を深めていた。その研修を紹介する。

教員免許更新講習「発達障害の理解と支援への活かし方」

筆者は、「発達障害の理解と支援への活かし方」というテーマで、平成二十五年から令和三年度まで（令和二年度は、コロナ禍のため中止）、前任校にて教員免許更新講習（選択科目、六時間講習）を担当してきた。対象は、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭であった。毎回、多様な免許と世代の違う先生方にご参加いただき、一緒にディスカッションしながら、理解を深めてきた。講習の流れは、表2の通りである。事例検討では、グループでディスカッションしながら、発達障害を捉える難しさを共有した。大学や企業担当者においても、参考にしていただけたら

はないと思うので、言えばわかる、との大前提で注意してほしい。」

課題②グループワーク…これまでの経緯を踏まえ、どのように対応していきますか？

【経過②】

女子生徒への対応が良かったようで、最近はこの女子生徒も落ち着いてきました。表情が柔らかくなってきた」と他の先生から言われます。クラスの雰囲気もよい状態です。新カウンセラーからは、改めて、ADHDが強く疑われると言われました。落ち着いてきたものの、この女子生徒の周りには、ものが散乱していて、片付けられません。

課題③グループワーク…さて、どのように対応しますか？

発達障害の場合、はじめから具体的な特性が分からないことも多いため、その場面を想定した問いの形とした。実際の研修でも、これらの情報をもとに、この生徒がどのような生徒なのか、想像を膨らませてもらった。先生方は、多くの経験をお持ちのため、「若い女性の担任教師」が厳し過ぎたり、女子生徒との相性がよくないケースもあるのではないかなど、勢いよくイメージが湧いてくる。

この事例検討には、二つのポイントがある。一つ目は、「状況が読めず」という言葉が入っていることにある。一般的に「状況が読めない（空気が読めない）」というと、発達障害

表2 教員免許更新講習の流れ（各90分）

1 時限	発達障害に対する理解の確認 ・イントロダクション・ワーク ・最近の動向
2 時限	事例検討 ・特徴の理解と支援のポイントの整理
3 時限	発達障害の特徴の理解と支援に活かすポイント ・定義と特徴、支援方法の理解 ・周りにいる人の困り感への理解 ・法律や制度の理解
4 時限	日常への応用 ・日常の指導でできていることの整理 ・試験

注）教員免許更新講習は試験が必須となっている。

考え、以下に紹介する。

児童・生徒本人と向き合っているか

筆者が研修で使用した事例を提示する。実際の事例をもとに、プライバシーが守られるよう改変を加えたものである。よろしければ、読み進めながら、自分ならどのような生徒だと考え、どのような対応をとるだろうか……と、想像を膨らませてほしい。

【設定】

あなたは、新年度から新しい赴任先の学校で、高校二年生の担任をもつことになりました。クラスには、前年度対応が大変だったという女子生徒がいます。前任の先生（若い女性の先生）からその女

子生徒の特徴を聴きました。

【前任の先生からの話】

女子生徒は、父、母、兄の四大家族。状況が読めず、静かにしないといけない場面でも騒いでしまう。態度が悪く、注意しても、言っていることがよく伝わっていないようである。カウンセラーからは、アスペルガーが疑われるときいている。

課題グループワーク①…この女子生徒は、どのような生徒であると考えられますか？このような生徒に対してどのような対応をとる必要があると思いますか？

【経過①】

今年から、スクールカウンセラーが交代になりました。前年度から、対応が大変だと思った前担任が相談室をすすめるのですが、本人は行こうとしません。心配している母親が、養護教諭のすすめで、このカウンセラーのもとに相談に行くことになりました。母親面接後、カウンセラーからの話を聞きました。

カウンセラーからの情報…「安定した環境で育ったわけでなく、むしろ厳しい中がばつてきていた生徒で、そこで学び損ねているところも多いかもしれない。アスペルガーといはいえないような特徴が多い。アスペルガーではないと思う。言って伝わらない、ということ

ラーは、女子生徒のエピソードとして、友達と遊ぶのが好きなことや、教頭先生に叱られると非常に反省した様子であったことなどから、相手の気持ちを汲み取り、人との情緒的な交流ができていたため、自閉症スペクトラム障害とは考えにくいと見立てていた。

この事例は、周りの大人が見立てを間違ってしまうこともあり得ることを想定して作成しており、支援する立場として、どのように向き合うべきかを考えるのに適していると考えている。

まずは、本人としっかりと向き合おう

発達障害の周りには、「何とかしたい」と思って、一生懸命対応していることが多い。しかしながら、本当の姿を捉えていないければ、支援を行うことはできない。当たり前かもしれないが、本人の特性を理解するためには、知識だけに偏らず、本人と向き合うことが重要である。

次稿では、発達障害学生の支援について、具体的にお伝えしたい。

△参考文献▽

日本学生支援機構（JASSO） 令和三年度（二〇二一年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書

△注▽
1 「自閉症スペクトラム障害」のこと。事例の中では日常的な語として以前から呼ばれているアスペルガーとした。

2 以前は「アスペルガー障害」と呼ばれていた。DSM-5の改定により、二〇一三年名称が変更された。